資料２

２０１９年３月２８日

食品衛生分科会

報告事項に関する資料

（２）報告事項

①　食品中の農薬等の残留基準の設定について

・報告事項の概要・・・１
・クロルピリホス・・・２
（暫定基準の見直し・適用拡大申請・魚介類への基準値設定頼）
・シアノホス・・・１０
（暫定基準の見直し・適用拡大申請）
・シアントラニリプロール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
（適用拡大申請）
・テトラジホン・・２５
（暫定基準の見直し）
・ビフェナゼート・・３０
（適用拡大申請）
・イソプロチオラン・・３８
（適用拡大申請）
・サラフロキサシン・・４２
（暫定基準の見直し）
・ネオマイシン・・４５
（暫定基準の見直し）

食品中の農薬等の残留基準の設定について

〇報告事項の概要

名称（用途）	経緯	我が国の登録等の状況	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
クロルピリホス （農薬/殺虫剤）	適用拡大申請・魚介類への基準値設定依頼・暫定基準見直し	農薬:たまねぎ、りんご等	ADI:0.001 mg/kg 体重/日 ARfD:0.1 mg/kg 体重	〇長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体(1 歳以上) 36.1% 幼小児（1～6 歳） 78.5% 妊婦 35.1% 高齢者（65 歳以上） 39.7% 〇短期暴露評価 ARfD を超えていない。
シアノホス （農薬/殺虫剤）	適用拡大申請・暫定基準見直し	農薬:キャベツ、はくさい等	ADI:0.001 mg/kg 体重/日 ARfD:0.01 mg/kg 体重	〇長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体(1 歳以上) 11.2% 幼小児（1～6 歳） 35.0% 妊婦 7.7% 高齢者（65 歳以上） 15.2% 〇短期暴露評価 ARfD を超えていない。
シアントラニリプロール （農薬/殺虫剤）	適用拡大申請	農薬:キャベツ、トマト等	ADI:0.0096 mg/kg 体重/日 ARfD:設定の必要なし	〇長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体(1 歳以上) 57.9% 幼小児（1～6 歳） 78.6% 妊婦 48.5% 高齢者（65 歳以上） 71.8%
テトラジホン （農薬/殺ダニ剤）	暫定基準見直し	農薬:りんご、みかん等	ADI: 0.013 mg/kg 体重/日 ARfD:設定の必要なし	〇長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体(1 歳以上) 20.4% 幼小児（1～6 歳） 60.3% 妊婦 16.4% 高齢者（65 歳以上） 25.7%
ビフェナゼート （農薬/殺ダニ剤）	適用拡大申請	農薬:トマト、ピーマン等	ADI:0.01 mg/kg 体重/日 ARfD:0.1 mg/kg 体重	〇長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体(1 歳以上) 20.9% 幼小児（1～6 歳） 50.0% 妊婦 16.8% 高齢者（65 歳以上） 25.7% 〇短期暴露評価 ARfD を超えていない。
イソプロチオラン （農薬及び動物用医薬品/殺菌剤、殺虫剤、植物成長調整剤、牛の肝疾患用剤）	適用拡大申請	農薬：米、りんご等 動物用医薬品：牛	ADI: 0.1 mg/kg 体重/日 ARfD: 0.5 mg/kg 体重（国民全体の集団） ARfD: 0.12 mg/kg 体重（妊婦又は妊娠している可能性のある女性）	〇長期暴露評価（TMDI /ADI） 国民全体(1 歳以上) 35.7% 幼小児（1～6 歳） 57.5% 妊婦 21.2% 高齢者（65 歳以上） 36.2% 〇短期暴露評価 ARfD を超えていない。
サラフロキサシン （動物用医薬品/合成抗菌剤）	暫定基準見直し	動物用医薬品:無し	ADI:0.0064 mg/kg 体重/日	〇長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体(1 歳以上) 0.2% 幼小児（1～6 歳） 0.4% 妊婦 0.2% 高齢者（65 歳以上） 0.1%
ネオマイシン （動物用医薬品/抗生物質）	暫定基準見直し	動物用医薬品：牛、豚等	ADI:0.036 mg/kg 体重/日	〇長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体(1 歳以上) 7.3% 幼小児（1～6 歳） 21.0% 妊婦 9.7% 高齢者（65 歳以上） 5.7%

クロルピリホス（Chlorpyrifos）

<table>
<tr><td>審議の対象</td><td>農薬の食品中の残留基準の設定</td></tr>
<tr><td>経緯</td><td>農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及び魚介類への基準設定の要請を受け、残留基準を設定する。あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。</td></tr>
<tr><td>構造式</td><td>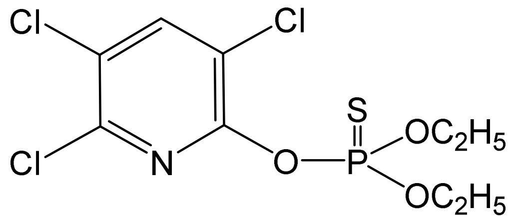</td></tr>
<tr><td>用途</td><td>農薬／殺虫剤</td></tr>
<tr><td>作用機構</td><td>有機リン系殺虫剤である。アセチルコリンエステラーゼの阻害により、殺虫作用を示す。</td></tr>
<tr><td>適用作物／適用病害虫等</td><td>たまねぎ／ネギアザミウマ、りんご／シンクイムシ類　等</td></tr>
<tr><td>我が国の登録状況</td><td>農薬：たまねぎ、りんご等を対象作物に登録されている。</td></tr>
<tr><td>諸外国の状況</td><td>JMPR における毒性評価が行われ、1982 年に ADI が、1999 年に ARfD が設定されている。国際基準は大豆、かんきつ等に設定されている。
米国において小麦、ブロッコリー等に、カナダにおいてとうもろこし、たまねぎ等に、EU において大麦、すもも等に、豪州においてキウィー、アボカド等に、ニュージーランドにおいてぶどう、バナナ等に基準値が設定されている。</td></tr>
<tr><td>食品安全委員会における
食品健康影響評価結果</td><td><u>ADI：0.001 mg/kg 体重/day</u>
[設定根拠]　2 年間　慢性毒性/発がん性併合試験（雄ラット・混餌。最小毒性量における毒性所見は、赤血球 ChE 活性阻害（20%以上））等
無毒性量　0.1 mg/kg 体重/day
安全係数　100

<u>ARfD：0.1 mg/kg 体重</u>
[設定根拠]　単回投与　（ヒト・経口）最小毒性量における毒性所見は、赤血球 ChE 活性阻害（20%以上）
無毒性量　1.0 mg/kg 体重
安全係数　10（ヒトの試験であるため種差：1、個体差：10）</td></tr>
<tr><td>基準値案</td><td>別紙 1 のとおり。
残留の規制対象物質：クロルピリホスとする。</td></tr>
<tr><td>暴露評価</td><td>①長期暴露評価
EDI／ADI 比は、以下のとおり。
<table><tr><td></td><td>EDI／ADI（%）</td></tr><tr><td>国民全体（1 歳以上）</td><td>36.1</td></tr><tr><td>幼小児（1～6 歳）</td><td>78.5</td></tr><tr><td>妊婦</td><td>35.1</td></tr><tr><td>高齢者（65 歳以上）</td><td>39.7</td></tr></table>EDI：推定一日摂取量（Estimated Daily Intake）</td></tr>
</table>

	②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量（ESTI）を推定したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6 歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量（ARfD）を超えていない注)。 注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成 17～19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を推定した。
意見聴取の状況	平成 31 年 1 月 24 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定
答申案	別紙 2 のとおり。

農薬名　クロルピリホス

（別紙1）

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm	作物残留試験成績等 ppm
米（玄米をいう。）		0.1				
小麦	0.5	0.5		0.5		
大麦		0.2				
ライ麦		0.01				
とうもろこし	0.05	0.1		0.05		
そば		0.01				
その他の穀類	0.5	0.75		0.5		
大豆	0.1	0.3	○	0.1		
小豆類	0.3	0.1	申			0.022,0.052($)
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.2				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ	0.02	0.05	○	2		<0.005,<0.005(#)※1
さといも類（やつがしらを含む。）		0.01				
かんしょ	0.1	0.1	○			0.005,0.018($)(#)
やまいも（長いもをいう。）		0.01				
こんにゃくいも		0.01				
その他のいも類		0.01				
てんさい	0.05	0.05	○	0.05		
さとうきび	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.2	0.5	○			<0.005～0.061($)(n=4)
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.05	2	○			<0.005～0.016($)(n=4)
かぶ類の根		1				
かぶ類の葉		0.3				
西洋わさび		0.01				
クレソン		0.01				
はくさい		1.0		1		※2
キャベツ		0.05		1		※2
芽キャベツ		1.0				
ケール		1.0				
こまつな		1				
きょうな		1				
チンゲンサイ		1				
カリフラワー	0.05	0.05		0.05		
ブロッコリー	2	1		2		
その他のあぶらな科野菜		1				
ごぼう		0.01				
サルシフィー		0.01				
アーティチョーク		1				
チコリ		0.01				
エンダイブ		0.01				
しゅんぎく		0.01				
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）		0.1				
その他のきく科野菜		0.01				
たまねぎ	0.2	0.05	○	0.2		
ねぎ（リーキを含む。）		0.2				
にんにく		0.01				
にら		0.01				
アスパラガス		5				
わけぎ		0.01				
その他のゆり科野菜		0.01				
にんじん	0.1	0.5		0.1		

農薬名　　　　　　クロルピリホス

（別紙1）

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm	作物残留試験成績等 ppm
パースニップ		0.01				
パセリ		0.01				
セロリ		0.05				
みつば		0.01				
その他のせり科野菜	1	0.01		1		
トマト		0.5				
ピーマン	2	0.5		2		
なす		0.2				
その他のなす科野菜	2	1		2		
きゅうり（ガーキンを含む。）		0.05				
かぼちゃ（スカッシュを含む。）		0.05				
しろうり		0.01				
すいか		0.01				
メロン類果実		0.01				
まくわうり		0.01				
その他のうり科野菜		0.01				
ほうれんそう		0.01				
たけのこ		0.5				
オクラ		0.5				
しょうが	1	0.01		1		
未成熟えんどう		0.01		0.01		※2
未成熟いんげん		0.2		0.01		※2
えだまめ		0.3				
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.01				
その他のきのこ類		0.01				
その他の野菜	1	0.5		1		
みかん		1	○			
みかん（外果皮を含む。）	1		○	1		0.35,0.37(#)
なつみかんの果実全体	1	1	○	1		
レモン	1	1	○	1		
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1	1	○	1		
グレープフルーツ	1	1	○	1		
ライム	1	1	○	1		
その他のかんきつ類果実	1	1	○	1		
りんご	0.5	1.0	○	1		0.01～0.18($)(n=4)※1
日本なし	0.3	0.5	○	1		0.005～0.129($)(n=4)※1
西洋なし	0.3	0.5	○	1		（日本なし参照）※1
マルメロ	1	0.5		1		
びわ		0.5				
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	1			1		
もも		1.0	○			
もも（果皮及び種子を含む。）	1		○	0.5		0.328,0.395(#)
ネクタリン	1	1.0	○			0.18,0.32($)(#)
あんず（アプリコットを含む。）		0.05				
すもも（プルーンを含む。）	0.5	1.0	○	0.5		
うめ		0.01				
おうとう（チェリーを含む。）		1				
いちご	0.3	0.2		0.3		
ラズベリー		0.2				
ブラックベリー		1				
ブルーベリー	1	1	○			0.08,0.35($)(#)
クランベリー	1	1.0		1		

農薬名　　　クロルピリホス　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（別紙1）

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm	作物残留試験成績等 ppm
ハックルベリー		0.01				
その他のベリー類果実		1				
ぶどう	0.5	1.0		0.5		
かき		0.01		1		※2
バナナ	2	3		2		
キウィー		2.0				
パパイヤ		0.01				
アボカド		0.5				
パイナップル		0.05				
グアバ		0.05				
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		0.3				
その他の果実	1	1	○	1		
ひまわりの種子		0.25				
ごまの種子		0.1				
べにばなの種子		0.1				
綿実	0.3	0.05		0.3		
なたね		0.1				
その他のオイルシード	5	0.1		5		
ぎんなん		0.01				
くり		0.2				
ペカン	0.05	0.2		0.05		
アーモンド	0.05	0.2		0.05		
くるみ	0.05	0.2		0.05		
その他のナッツ類		0.2				
茶	10	10	○	2		2.56,4.19
コーヒー豆	0.05	0.05		0.05		
カカオ豆		0.05				
ホップ		0.1				
その他のスパイス	5	1	○	5		
その他のハーブ	1	1		1		
牛の筋肉	0.05	0.5				（牛の脂肪参照）
豚の筋肉	0.01	0.05				（豚の脂肪参照）
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.3				（牛の脂肪参照）
牛の脂肪	0.05	1		1		推:0.047※3
豚の脂肪	0.01	0.02		0.02		推:<0.01※3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	1		1		（牛の脂肪参照）
牛の肝臓	0.01	0.01		0.01		
豚の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01		0.01		
牛の腎臓	0.01	0.01		0.01		
豚の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01		0.01		
牛の食用部分	0.01	0.4		0.01		
豚の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01		0.01		
乳	0.01	0.02		0.02		推:<0.01※3
鶏の筋肉	0.01	0.08				（鶏の脂肪参照）
その他の家きんの筋肉	0.01	0.08				（その他の家きんの脂肪参照）

農薬名　　クロルピリホス　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（別紙1）

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm	作物残留試験成績等 ppm
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01		0.01		
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01		
魚介類	0.3		申			推:0.302
ミネラルウォーター類	0.03	0.03		0.03		※4
小麦粉（全粒粉を除く。）		0.1		0.1		※5
とうもろこし油（注1に限る。）		0.2		0.2		
とうもろこし油	0.2					
大豆油（注2に限る。）		0.05		0.03		※5
とうがらし（乾燥させたもの）				20		※5
干しぶどう				0.1		※5
綿実油（注3に限る。）		0.05		0.05		※5
綿実油（注3を除く。）		0.05				※5
乾燥させたその他のスパイス（果実に限る。）		1				
乾燥させたその他のスパイス（種子に限る。）		5				
乾燥させたその他のスパイス（根又は根茎に限る。）		1				

網掛け：ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値（暫定基準）
太枠：国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの
○：既に、国内において農薬登録のあるもの
申：農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
(#)：使用方法を逸脱して実施された試験成績
($)：ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す
推：推定される残留濃度であることを示す
注1）食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用とうもろこし油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油
注2）食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用大豆油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油
注3）食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油
※1：国際基準が設定されているが、暴露評価で許容範囲を超えることから、国内の作物残留試験成績に基づき基準値を設定した。
※2：国際基準が設定されているが、暴露評価で許容範囲を超えることから基準値を設定しないこととした。
※3：国際基準が設定されているが、暴露評価で許容範囲を超えることから国内のMDBより推計した最大残留濃度より基準値を設定した。なお、最大残留濃度が定量限界よりも低い場合は、定量限界を設定した。
※4：WHO飲料水水質ガイドラインのガイドライン値に基づき設定。ガイドライン値とは、WHOにおいて各国の規制当局と給水サービス提供者による飲料水水質の維持・向上を目的に設定されるWHO飲料水水質ガイドラインにおいて、飲料水水質を評価するための基礎となる数値であり、生涯にわたって摂取した場合、摂取者の健康に重大なリスクを起こさない濃度を示す。
※5：加工食品である小麦粉、大豆油、とうがらし（乾燥させたもの）、干しぶどう及び綿実油については、国際基準が設定されているものの、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする（加工係数：JMPRにおいて、0.2（小麦粉）、0.4（大豆油）、10（乾燥とうがらし）、0.2(干しぶどう）及び0.2（綿実油）と評価されている）。

答申(案)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(別紙2)

クロルピリホス

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.5
とうもろこし	0.05
その他の穀類[注1)]	0.5
大豆	0.1
小豆類[注2)]	0.3
ばれいしょ	0.02
かんしょ	0.1
てんさい	0.05
さとうきび	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.05
カリフラワー	0.05
ブロッコリー	2
たまねぎ	0.2
にんじん	0.1
その他のせり科野菜[注3)]	1
ピーマン	2
その他のなす科野菜[注4)]	2
しょうが	1
その他の野菜[注5)]	1
みかん(外果皮を含む。)	1
なつみかんの果実全体	1
レモン	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1
グレープフルーツ	1
ライム	1
その他のかんきつ類果実[注6)]	1
りんご	0.5
日本なし	0.3
西洋なし	0.3
マルメロ	1
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	1
もも(果皮及び種子を含む。)	1
ネクタリン	1
すもも(プルーンを含む。)	0.5
いちご	0.3
ブルーベリー	1
クランベリー	1
ぶどう	0.5
バナナ	2
その他の果実[注7)]	1
綿実	0.3
その他のオイルシード[注8)]	5

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注3)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のなす科野菜」とは，なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注5)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注7)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし以外のものをいう。

注8)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

食品名	残留基準値 ppm
ペカン	0.05
アーモンド	0.05
くるみ	0.05
茶	10
コーヒー豆	0.05
その他のスパイス[注9)]	5
その他のハーブ[注10)]	1
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物[注11)]の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分[注12)]	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん[注13)]の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
魚介類	0.3
ミネラルウォーター類	0.03
とうもろこし油	0.2

注9）「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注10）「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注11）「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注12）「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注13）「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

シアノホス（Cyanophos）

<table>
<tr><td>審議の対象</td><td>農薬の食品中の残留基準の設定</td></tr>
<tr><td>経緯</td><td>農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。</td></tr>
<tr><td>構造式</td><td>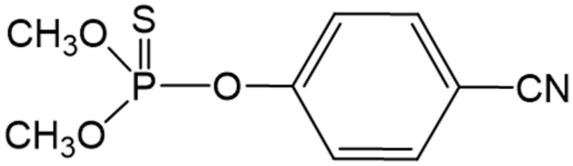</td></tr>
<tr><td>用途</td><td>農薬／殺虫剤</td></tr>
<tr><td>作用機構</td><td>有機リン系の殺虫剤である。生体内でオキソン体に変換され、中枢神経系のコリン作動性シナプスに存在するアセチルコリンエステラーゼを阻害することにより、殺虫効果を示すと考えられている。</td></tr>
<tr><td>適用作物／適用病害虫等</td><td>キャベツ／アオムシ　等</td></tr>
<tr><td>我が国の登録状況</td><td>農薬：キャベツ、はくさい等を対象作物に登録されている。</td></tr>
<tr><td>諸外国の状況</td><td>JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。
米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。</td></tr>
<tr><td>食品安全委員会における
食品健康影響評価結果</td><td><u>ADI:0.001 mg/kg 体重/day</u>
［設定根拠］ 2 年間　慢性毒性/発がん性併合試験（雄ラット・混餌。最小毒性量における毒性所見は脳 ChE 活性阻害（20%以上）等）
無毒性量　0.101 mg/kg 体重/day
安全係数　100

<u>ARfD:0.01 mg/kg 体重</u>
［設定根拠］　コリンエステラーゼ活性阻害試験（単回投与）（ラット・強制経口。最小毒性量における毒性所見は赤血球 ChE 活性阻害（20%以上））
無毒性量　1 mg/kg 体重/day
安全係数　100</td></tr>
<tr><td>基準値案</td><td>別紙 1 のとおり。
残留の規制対象物質：シアノホスとする。</td></tr>
<tr><td>暴露評価</td><td>①長期暴露評価
EDI／ADI 比は、以下のとおり。
<table>
<tr><td></td><td>EDI／ADI（%）</td></tr>
<tr><td>国民全体（1 歳以上）</td><td>11.2</td></tr>
<tr><td>幼小児（1～6 歳）</td><td>35.0</td></tr>
<tr><td>妊婦</td><td>7.7</td></tr>
<tr><td>高齢者（65 歳以上）</td><td>15.2</td></tr>
</table>
EDI：推定一日摂取量（Estimated Daily Intake）

②短期暴露評価
各食品の短期推定摂取量(ESTI)を算出したところ、国民全体（1 歳以上）及び幼小児（1～6 歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参照用</td></tr>
</table>

	量(ARfD)を超えていない[注]。 注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。
意見聴取の状況	平成31年3月15日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施する予定
答申案	別紙2のとおり。

農薬名　シアノホス　　（別紙1）

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm	作物残留試験成績等 ppm
大豆	0.1	0.1	○			0.008～0.04($)(n=7)
小豆類	0.1	0.1	○			0.010,0.018(あずき)
えんどう		0.1				
そら豆		0.1				
らっかせい		0.1				
その他の豆類		0.1				
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.05	0.05	○			0.002～0.012($)(n=4)
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.03	0.05	○			0.001～<0.01($)(n=4)
かぶ類の根	0.01	0.05	○			<0.002,<0.002
かぶ類の葉	0.02	0.05	○			<0.004,<0.004
西洋わさび		0.05				
クレソン		0.05				
はくさい	0.05	0.05	○			0.002,0.010($)
キャベツ	0.02	0.05	○			<0.001～<0.01($)(n=6)
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.05				
こまつな		0.05				
きょうな		0.05				
チンゲンサイ		0.05				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.05				
その他のあぶらな科野菜		0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク		0.05				
チコリ		0.05				
エンダイブ		0.05				
しゅんぎく		0.05				
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）		0.05				
その他のきく科野菜		0.05				
たまねぎ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
ねぎ（リーキを含む。）	0.03	0.05	○			<0.001～<0.01($)(n=4)
にんにく		0.05				
にら		0.05				
アスパラガス		0.05				
わけぎ		0.05				
その他のゆり科野菜		0.05				
にんじん		0.05				
パースニップ		0.05				
パセリ		0.05				
セロリ		0.05				
みつば		0.05				
その他のせり科野菜		0.05				
トマト		0.05				
ピーマン		0.05				
なす	0.05	0.05	○			0.007,0.012
その他のなす科野菜		0.05				
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.01	0.05	○			<0.001,<0.001,<0.001
かぼちゃ（スカッシュを含む。）		0.05				
しろうり		0.05				
すいか		0.2				
メロン類果実		0.2				
まくわうり		0.2				
その他のうり科野菜		0.05				
ほうれんそう		0.05				
たけのこ		0.05				
オクラ		0.05				

農薬名　シアノホス

（別紙1）

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm	作物残留試験成績等 ppm
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.05				
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
マッシュルーム		0.05				
しいたけ		0.05				
その他のきのこ類		0.05				
その他の野菜		0.05				
みかん		0.2	○			
みかん（外果皮を含む。）	3		○			0.988,1.302(#)
なつみかんの果実全体		0.2				
レモン		0.2				
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）		0.2				
グレープフルーツ		0.2				
ライム		0.2				
その他のかんきつ類果実		0.2				
りんご	0.5	0.2	○・申			0.015～0.23($)(n=5)
日本なし	0.1	0.2	○			0.016,0.018(#)
西洋なし	0.1	0.2	○			（日本なし参照）
マルメロ	0.2	0.2	○			<0.005,0.050(りんご)※
びわ		0.2				
もも		0.2	○			
もも（果皮及び種子を含む。）	0.3		○			0.007,0.059($)
ネクタリン	0.1	0.2	○			0.02,0.02
あんず（アプリコットを含む。）		0.2				
すもも（プルーンを含む。）	0.05	0.2	○			<0.01,<0.01,<0.01
うめ		0.2				
おうとう（チェリーを含む。）	0.2	0.2	○			0.01,0.03($)
いちご		0.2				
ラズベリー		0.2				
ブラックベリー		0.2				
ブルーベリー	0.1	0.2	○			0.02,0.02
クランベリー		0.2				
ハックルベリー		0.2				
その他のベリー類果実		0.2				
ぶどう	0.1	0.2	○			<0.01～0.02($)(n=4)
かき	0.05	0.2	○			<0.01,<0.01
バナナ		0.2				
キウィー		0.2				
パパイヤ		0.2				
アボカド		0.2				
パイナップル		0.2				
グアバ		0.2				
マンゴー		0.2				
パッションフルーツ		0.2				
なつめやし		0.2				
その他の果実		0.2				
ひまわりの種子		0.2				
ごまの種子		0.2				
べにばなの種子		0.2				
綿実		0.2				
なたね		0.2				
その他のオイルシード		0.2				
ぎんなん		0.2				

農薬名　　　　　　　シアノホス　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（別紙1）

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm	作物残留試験成績等 ppm
くり		0.2				
ペカン		0.2				
アーモンド		0.2				
くるみ		0.2				
その他のナッツ類		0.2				
その他のスパイス	15	0.2	○			4.70,6.27($)(#)(みかん果皮)
その他のハーブ		0.05				

網掛け：ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値（暫定基準）
○：既に、国内において農薬登録のあるもの
申：農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
(#)：使用方法を逸脱して実施された試験成績
($)：ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す
※りんごの作物残留試験の残留濃度（40.0%水和剤、1000倍散布、2回、45日）の1倍にて緊急登録（農林水産省からの理由書による要請）。

答申（案）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（別紙２）

シアノホス

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.1
小豆類[注1)]	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.03
かぶ類の根	0.01
かぶ類の葉	0.02
はくさい	0.05
キャベツ	0.02
たまねぎ	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	0.03
なす	0.05
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.01
みかん（外果皮を含む。）	3
りんご	0.5
日本なし	0.1
西洋なし	0.1
マルメロ	0.2
もも（果皮及び種子を含む。）	0.3
ネクタリン	0.1
すもも（プルーンを含む。）	0.05
おうとう（チェリーを含む。）	0.2
ブルーベリー	0.1
ぶどう	0.1
かき	0.05
その他のスパイス[注2)]	15

注1)「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
注2)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

シアントラニリプロール（Cyantraniliprole）

<table>
<tr><td>審議の対象</td><td>農薬の食品中の残留基準の設定</td></tr>
<tr><td>経緯</td><td>農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。</td></tr>
<tr><td>構造式</td><td>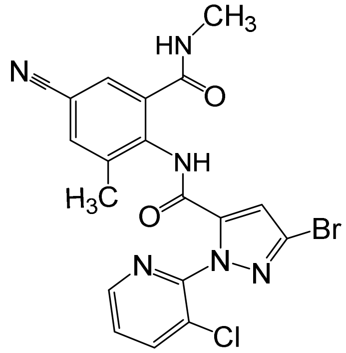</td></tr>
<tr><td>用途</td><td>農薬／殺虫剤</td></tr>
<tr><td>作用機構</td><td>アントラニリックジアミド系の殺虫剤である。昆虫の筋肉細胞内のカルシウムチャネル（リアノジン受容体）に作用しカルシウムイオンを放出させ、筋収縮を起こすことにより殺虫効果を示すと考えられている。</td></tr>
<tr><td>適用作物／適用病害虫等</td><td>キャベツ／コナガ等、トマト／オオタバコガ等</td></tr>
<tr><td>我が国の登録状況</td><td>農薬：キャベツ、トマト等を対象作物に登録されている。</td></tr>
<tr><td>諸外国の状況</td><td>JMPR における毒性評価が行われ、2013 年に ADI が設定され、ARfD は設定不要と評価されている。国際基準は豆類、葉菜類等に設定されている。
米国においてブロッコリー、なたね等に、カナダにおいてばれいしょ、ブルーベリー等に、EU においてキャベツ、トマト等に、豪州及びニュージーランドにおいて畜産物等に基準値が設定されている。</td></tr>
<tr><td>食品安全委員会における
食品健康影響評価結果</td><td><u>ADI：0.0096 mg/kg 体重/day</u>
［設定根拠］ 1 年間　慢性毒性試験（雄イヌ・混餌。最小毒性量における毒性所見は ALP 増加等）
無毒性量　0.96 mg/kg 体重/day
安全係数　100

<u>ARfD：設定の必要なし</u>
シアントラニリプロールの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったため、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。</td></tr>
<tr><td>基準値案</td><td>別紙 1 のとおり。
残留の規制対象物質：シアントラニリプロールとする。</td></tr>
<tr><td>暴露評価</td><td>EDI／ADI 比は、以下のとおり。
<table>
<tr><td></td><td>EDI／ADI（%）</td></tr>
<tr><td>国民全体（1 歳以上）</td><td>57.9</td></tr>
<tr><td>幼小児（1～6 歳）</td><td>78.6</td></tr>
<tr><td>妊婦</td><td>48.5</td></tr>
<tr><td>高齢者（65 歳以上）</td><td>71.8</td></tr>
</table>
EDI：推定一日摂取量（Estimated Daily Intake）</td></tr>
</table>

意見聴取の状況	平成31年1月24日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施する予定
答申案	別紙2のとおり。

農薬名　　シアントラニリプロール　　　　　　　　（別紙１）

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm		作物残留試験成績等 ppm
米（玄米をいう。）	0.05	0.05	○				<0.01,<0.01
とうもろこし	0.05		申	0.01			<0.01,<0.01,<0.01（未成熟とうもろこし）
大豆	0.4	0.05	○	0.4			
小豆類	0.3			0.3			
えんどう	0.3			0.3			
そら豆	0.3			0.3			
その他の豆類	0.3			0.3			
ばれいしょ	0.2	0.2	○	0.05	0.15	カナダ	【<0.003～0.11(#)(n=21)(カナダ)】
さといも類（やつがしらを含む。）	0.05			0.05			
かんしょ	0.2	0.2	○	0.05	0.15	カナダ	【カナダばれいしょ参照】
やまいも（長いもをいう。）	0.2	0.2	○	0.05	0.15	カナダ	【カナダばれいしょ参照】
こんにゃくいも	0.05			0.05			
その他のいも類	0.05			0.05			
てんさい	0.05			0.05			
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1	0.1	○	0.05			<0.01,0.02
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	20	10		20			
かぶ類の根	0.05			0.05			
かぶ類の葉	20			20			
西洋わさび	0.05			0.05			
クレソン	20			20			
はくさい	3	3	○	20	3	カナダ	【カナダキャベツ（0.22～0.82(n=8)）、カリフラワー（0.009,0.086）、ブロッコリー（0.23～1.1(n=12)）】※1
キャベツ	2	1	○	2			
芽キャベツ	2			2			
ケール	20		申	20			
こまつな	0.5		申	20			<0.01,0.03,0.14($)※1
きょうな	20		申	20			
チンゲンサイ	20		申	20			
カリフラワー	3	3		2	3	カナダ	【カナダキャベツ、カリフラワー、ブロッコリー参照】
ブロッコリー	3	2	○	2	3	カナダ	【カナダキャベツ、カリフラワー、ブロッコリー参照】
その他のあぶらな科野菜	20		申	20			
ごぼう	0.05			0.05			
サルシフィー	0.05			0.05			
チコリ	20			20			
エンダイブ	20			20			
しゅんぎく	20			20			
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	20	10	○	20	20	カナダ	【カナダレタス(0.004～2.9(n=21))、リーフレタス(0.58～7.7(n=17))、セロリ(0.31～9.5(n=14))、ほうれんそう(4.0～13(n=10))】
その他のきく科野菜	20			20			

農薬名　シアントラニリプロール　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（別紙１）

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm		作物残留試験成績等 ppm
たまねぎ	0.05	0.04	○	0.05			
ねぎ（リーキを含む。）	8	8	○	8			
にんにく	0.05			0.05			
アスパラガス	0.3		申				0.03,0.06($)
その他のゆり科野菜	8			8			
にんじん	0.05		申	0.05			
パースニップ	0.05			0.05			
セロリ	20	20		15	20	カナダ	【カナダレタス、リーフレタス、セロリ、ほうれんそう参照】
その他のせり科野菜	0.05			0.05			
トマト	2	2	○	0.5	2	カナダ	【0.052～0.28(n=20)(カナダ)】
ピーマン	2	2	○	0.5	2	カナダ	【0.033～0.28(n=11)(カナダ)】
なす	2	2	○	0.5	2	カナダ	【0.071～0.47(n=9)(とうがらし)(カナダ)】
その他のなす科野菜	20			20			
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3	0.3	○	0.3			0.06,0.10
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.4	0.4	○	0.3	0.4	カナダ	【0.012～0.12(n=9)(カナダ)】
しろうり	0.3			0.3			
すいか		0.02	○				
すいか（果皮を含む。）	0.3		○	0.3			
メロン類果実		0.02	○				
メロン類果実（果皮を含む。）	0.3		○	0.3			
まくわうり（果皮を含む。）	0.3			0.3			
その他のうり科野菜	0.4	0.4		20	0.4	カナダ	【カナダスカッシュ参照】※1
ほうれんそう	20	20	○	20	20	カナダ	【カナダレタス、リーフレタス、セロリ、ほうれんそう参照】
オクラ	0.5			0.5			
未成熟えんどう	2			2			
未成熟いんげん	2			1.5			
えだまめ	2	2	○	0.3			0.14,0.64($)
その他の野菜				20			※2
みかん		0.1	○				
みかん（外果皮を含む。）	0.7		○	0.7			0.17,0.24
なつみかんの果実全体	0.7	0.7	○	0.7			0.13,0.2（なつみかん）、0.12（かぼす）、0.28（すだち）
レモン	0.7	0.7	○	0.7			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.7	0.7	○	0.7			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	0.7	0.7	○	0.7			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	0.7	0.7	○	0.7			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7	○	0.7			(なつみかんの果実全体参照)

農薬名　シアントラニリプロール　（別紙１）

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm		作物残留試験成績等 ppm
りんご	0.8	0.5	○	0.8			
日本なし	1	1	○	0.8			0.19、0.39($)
西洋なし	2	2	○	0.8	1.5	カナダ	【0.078～0.65(n=8)(カナダ)】
マルメロ	0.8			0.8			
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.8			0.8			
もも		0.2	○				
もも（果皮及び種子を含む。）	2		○	1.5			
ネクタリン	1	1	○				0.21,0.45
あんず（アプリコットを含む。）	1	0.5	申	0.5			0.33,0.42
すもも（プルーンを含む。）	0.5	0.5	申	0.5			0.04,0.22
うめ	3	0.5	申	0.5			0.51,1.05,1.13($)
おうとう（チェリーを含む。）	6	6	○	6			【0.37～3.9(n=7)(カナダ)】
いちご	1	1	○				0.146～0.531(n=5)
ブルーベリー	4	4		4			
クランベリー	4			4			
ハックルベリー	4			4			
その他のベリー類果実	4			4			
ぶどう	2	2	○				0.39,1.00
かき	0.8			0.8			
その他の果実	0.5			0.5			
ひまわりの種子	2	2		0.5	1.5	カナダ	【0.031～0.36(n=9)(カナダ)】
綿実	2			1.5			
なたね	2	2		0.8	1.5	カナダ	【0.017～0.65(n=17)(カナダ)】
くり	0.04			0.04			
ペカン	0.04			0.04			
アーモンド	0.04	0.04		0.04			
くるみ	0.04	0.04		0.04			
その他のナッツ類	0.04			0.04			
茶	30	30	○				5.07,20.60($)（荒茶） 3.24,16.8（浸出液）
コーヒー豆	0.05			0.05			
その他のスパイス	3	3	○				0.80,1.2($)(みかんの果皮)
その他のハーブ	20		申	20			
牛の筋肉	0.2			0.2			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2			0.2			
牛の脂肪	0.5			0.5			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5			0.5			
牛の肝臓	2			1.5			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2			1.5			
牛の腎臓	2			1.5			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2			1.5			
牛の食用部分	2			1.5			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2			1.5			
乳	0.6			0.6			

農薬名　シアントラニリプロール　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（別紙１）

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm		作物残留試験成績等 ppm
鶏の筋肉	0.02			0.02			
その他の家きんの筋肉	0.02			0.02			
鶏の脂肪	0.04			0.04			
その他の家きんの脂肪	0.04			0.04			
鶏の肝臓	0.2			0.15			
その他の家きんの肝臓	0.2			0.15			
鶏の腎臓	0.2			0.15			
その他の家きんの腎臓	0.2			0.15			
鶏の食用部分	0.2			0.15			
その他の家きんの食用部分	0.2			0.15			
鶏の卵	0.2			0.15			
その他の家きんの卵	0.2			0.15			

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの
○:既に、国内において農薬登録のあるもの
申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績
($):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す
※1：国際基準が設定されているが、暴露評価で許容範囲を超えることから、国内又は海外の作物残留試験成績に基づき基準値を設定した。
※2：国際基準が設定されているが、暴露評価で許容範囲を超えることから基準値を設定しないこととした。

答申（案）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（別紙２）

シアントラニリプロール

食品名	残留基準値 ppm
米（玄米をいう。）	0.05
とうもろこし	0.05
大豆	0.4
小豆類[注1)]	0.3
えんどう	0.3
そら豆	0.3
その他の豆類[注2)]	0.3
ばれいしょ	0.2
さといも類（やつがしらを含む。）	0.05
かんしょ	0.2
やまいも（長いもをいう。）	0.2
こんにゃくいも	0.05
その他のいも類[注3)]	0.05
てんさい	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	20
かぶ類の根	0.05
かぶ類の葉	20
西洋わさび	0.05
クレソン	20
はくさい	3
キャベツ	2
芽キャベツ	2
ケール	20
こまつな	0.5
きょうな	20
チンゲンサイ	20
カリフラワー	3
ブロッコリー	3
その他のあぶらな科野菜[注4)]	20
ごぼう	0.05
サルシフィー	0.05
チコリ	20
エンダイブ	20
しゅんぎく	20
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	20
その他のきく科野菜[注5)]	20
たまねぎ	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	8
にんにく	0.05
アスパラガス	0.3
その他のゆり科野菜[注6)]	8

注1）「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2）「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3）「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注4）「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注5）「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注6）「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

食品名	残留基準値 ppm
にんじん	0.05
パースニップ	0.05
セロリ	20
その他のせり科野菜注7)	0.05
トマト	2
ピーマン	2
なす	2
その他のなす科野菜注8)	20
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.4
しろうり	0.3
すいか（果皮を含む。）	0.3
メロン類果実（果皮を含む。）	0.3
まくわうり（果皮を含む。）	0.3
その他のうり科野菜注9)	0.4
ほうれんそう	20
オクラ	0.5
未成熟えんどう	2
未成熟いんげん	2
えだまめ	2
みかん（外果皮を含む。）	0.7
なつみかんの果実全体	0.7
レモン	0.7
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.7
グレープフルーツ	0.7
ライム	0.7
その他のかんきつ類果実注10)	0.7
りんご	0.8
日本なし	1
西洋なし	2
マルメロ	0.8
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.8
もも（果皮及び種子を含む。）	2
ネクタリン	1
あんず（アプリコットを含む。）	1
すもも（プルーンを含む。）	0.5
うめ	3
おうとう（チェリーを含む。）	6
いちご	1
ブルーベリー	4
クランベリー	4
ハックルベリー	4
その他のベリー類果実注11)	4

注7）「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注8）「その他のなす科野菜」とは，なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注9）「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注10）「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注11）「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

食品名	残留基準値 ppm
ぶどう	2
かき	0.8
その他の果実[注12)]	0.5
ひまわりの種子	2
綿実	2
なたね	2
くり	0.04
ペカン	0.04
アーモンド	0.04
くるみ	0.04
その他のナッツ類[注13)]	0.04
茶	30
コーヒー豆	0.05
その他のスパイス[注14)]	3
その他のハーブ[注15)]	20
牛の筋肉	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物[注16)]の筋肉	0.2
牛の脂肪	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5
牛の肝臓	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2
牛の腎臓	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2
牛の食用部分[注17)]	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2
乳	0.6
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん[注18)]の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.04
その他の家きんの脂肪	0.04
鶏の肝臓	0.2
その他の家きんの肝臓	0.2
鶏の腎臓	0.2
その他の家きんの腎臓	0.2
鶏の食用部分	0.2
その他の家きんの食用部分	0.2
鶏の卵	0.2
その他の家きんの卵	0.2

注12）「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注13）「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注14）「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注15）「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注16）「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注17）「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注18）「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

テトラジホン（Tetradifon）

<table>
<tr><td>審議の対象</td><td>農薬の食品中の残留基準の設定</td></tr>
<tr><td>経緯</td><td>ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。</td></tr>
<tr><td>構造式</td><td>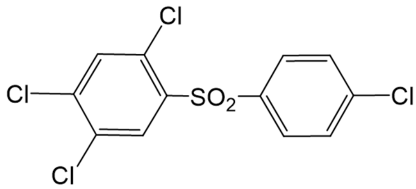</td></tr>
<tr><td>用途</td><td>農薬／殺ダニ剤</td></tr>
<tr><td>作用機構</td><td>ジフェニルスルホン骨格の殺ダニ剤である。本剤はミトコンドリア ATP 合成酵素の活性阻害作用を持つとされているが、殺ダニ作用の発現メカニズムについては明確でない。</td></tr>
<tr><td>適用作物／適用病害虫等</td><td>りんご／ハダニ類　等</td></tr>
<tr><td>我が国の登録状況</td><td>農薬：りんご、きゅうり等を対象作物に登録されている。</td></tr>
<tr><td>諸外国の状況</td><td>JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。
米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、カナダにおいてかぼちゃ、りんご等に基準値が設定されている。</td></tr>
<tr><td>食品安全委員会における
食品健康影響評価結果</td><td>ADI:0.013 mg/kg 体重/day
[設定根拠]　2 年間　慢性毒性/発がん性併合試験（雄ラット・混餌。最小毒性量における毒性所見は限局性肺胞マクロファージ集簇等）
無毒性量　1.39 mg/kg 体重/day
安全係数　100
ラットを用いた 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験において、雌雄で甲状腺ろ胞腺腫の発生数増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能と考えられた。

ARfD:設定の必要なし
テトラジホンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったため、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。</td></tr>
<tr><td>基準値案</td><td>別紙 1 のとおり。
残留の規制対象物質：テトラジホンとする。</td></tr>
<tr><td>暴露評価</td><td>TMDI／ADI 比は、以下のとおり。
<table>
<tr><td></td><td>TMDI／ADI（%）</td></tr>
<tr><td>国民全体（1 歳以上）</td><td>20.4</td></tr>
<tr><td>幼小児（1～6 歳）</td><td>60.3</td></tr>
<tr><td>妊婦</td><td>16.4</td></tr>
<tr><td>高齢者（65 歳以上）</td><td>25.7</td></tr>
</table>
TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）</td></tr>
<tr><td>意見聴取の状況</td><td>平成 31 年 3 月 15 日に在京大使館への説明を実施
今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定</td></tr>
<tr><td>答申案</td><td>別紙 2 のとおり。</td></tr>
</table>

農薬名　テトラジホン　　（別紙1）

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm	作物残留試験成績等 ppm
とうもろこし		5				
大豆		5				
小豆類		5				
えんどう		5				
そら豆		5				
その他の豆類		5				
ばれいしょ		5				
さといも類（やつがしらを含む。）		5				
かんしょ		5				
やまいも（長いもをいう。）		5				
こんにゃくいも		5				
その他のいも類		5				
てんさい		5				
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根		1				
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉		1				
かぶ類の根		1				
かぶ類の葉		1				
西洋わさび		1				
クレソン		1				
はくさい		1				
キャベツ		1				
芽キャベツ		1				
ケール		1				
こまつな		1				
きょうな		1				
チンゲンサイ		1				
カリフラワー		1				
ブロッコリー		1				
その他のあぶらな科野菜		1				
ごぼう		1				
サルシフィー		1				
アーティチョーク		1				
チコリ		1				
エンダイブ		1				
しゅんぎく		1				
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）		1				
その他のきく科野菜		1				
たまねぎ		1				
ねぎ（リーキを含む。）		1				
にんにく		1				
にら		1				
アスパラガス		1				
わけぎ		1				
その他のゆり科野菜		1				
にんじん		1				
パースニップ		1				
パセリ		1				
セロリ		1				
みつば		1				
その他のせり科野菜		1				
トマト		1				
ピーマン		1				
なす	1	1	○			0.32,0.44
その他のなす科野菜		1				

農薬名　　　　　　テトラジホン

（別紙1）

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	1	○			0.028～0.265($)(n=6)
かぼちゃ（スカッシュを含む。）		1				
しろうり		1				
すいか		1	○			
すいか（果皮を含む。）	0.3		○			0.04,0.07,0.11
メロン類果実		1	○			
メロン類果実（果皮を含む。）	2		○			0.72,0.80,1.16
まくわうり		1				
その他のうり科野菜		1				
ほうれんそう		1				
たけのこ		1				
オクラ		1				
しょうが		1				
未成熟えんどう		1				
未成熟いんげん		1				
えだまめ		1				
マッシュルーム		1				
しいたけ		1				
その他のきのこ類		1				
その他の野菜		1				
みかん		3	○			
みかん（外果皮を含む。）	2		○			0.796,0.896
なつみかんの果実全体	2	3	○			0.37,0.95
レモン	2	3	○			（なつみかんの果実全体参照）
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2	3	○			（なつみかんの果実全体参照）
グレープフルーツ	2	3	○			（なつみかんの果実全体参照）
ライム	2	3	○			（なつみかんの果実全体参照）
その他のかんきつ類果実	2	3	○			0.66（かぼす）,0.44（すだち）
りんご	1	1	○			0.38～0.694(n=6)
日本なし	1	1	○			0.312, 0.318
西洋なし	1	1	○			（日本なし参照）
マルメロ		1				
びわ		1				
もも		1				
ネクタリン		1				
あんず（アプリコットを含む。）		1				
すもも（プルーンを含む。）		1				
うめ		1				
おうとう（チェリーを含む。）		1				
いちご	0.7	1	○			0.168,0.216($)
ラズベリー		1				
ブラックベリー		1				
ブルーベリー		1				
クランベリー		1				
ハックルベリー		1				
その他のベリー類果実		1				
ぶどう		1				
かき		1				

農薬名　　　　　　　テトラジホン　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（別紙1）

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
バナナ		1				
キウィー		1				
パパイヤ		1				
アボカド		1				
パイナップル		5				
グアバ		1				
マンゴー		1				
パッションフルーツ		1				
なつめやし		1				
その他の果実		1				
ひまわりの種子		1				
ごまの種子		1				
べにばなの種子		1				
綿実		1				
なたね		1				
その他のオイルシード		1				
ぎんなん		1				
くり		1				
ペカン		1				
アーモンド		1				
くるみ		1				
その他のナッツ類		1				
茶	0.7	1	○			0.12～0.30($)(n=4)(荒茶)
ホップ		60				
その他のスパイス	10	5	○			3.10,3.70(温州みかん(果皮))
スペアミント		100				
ペパーミント		100				
その他のハーブ（スペアミント及びペパーミントを除く。）		1				

網掛け：ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値（暫定基準）
○：既に、国内において農薬登録のあるもの
($)：ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

答申(案)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(別紙2)

テトラジホン

食品名	残留基準値 ppm
なす	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5
すいか(果皮を含む。)	0.3
メロン類果実(果皮を含む。)	2
みかん（外果皮を含む。）	2
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実注1)	2
りんご	1
日本なし	1
西洋なし	1
いちご	0.7
茶	0.7
その他のスパイス注2)	10

注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
注2)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

ビフェナゼート（Bifenazate）

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	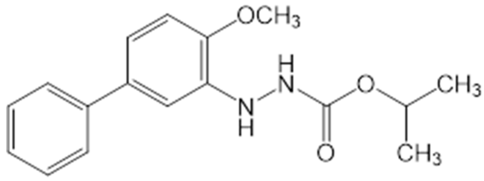
用途	農薬／殺ダニ剤
作用機構	ヒドラジンカルボキシレート系の殺ダニ剤である。ミトコンドリア電子伝達系複合体Ⅲに作用し、エネルギー代謝系を阻害することにより殺ダニ効果を示すと考えられている。
適用作物／適用病害虫等	かんきつ／ミカンサビダニ　等
我が国の登録状況	農薬：かんきつ、トマト等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価が行われ、2006 年に ADI が設定され、ARfD は設定不要と評価されている。国際基準は大豆、ブラックベリー等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において綿実、ブラックベリー等に、カナダにおいてピーマン、ぶどう等に、EU においていちご、ブラックベリー等に、豪州においてアーモンド、あんず等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	ADI:0.01 mg/kg 体重/day ［設定根拠①］　1 年間　慢性毒性試験（イヌ・混餌。最小毒性量における毒性所見は体重増加抑制傾向等） 無毒性量　1.0 mg/kg 体重/day 安全係数　100 ［設定根拠②］　2 年間　慢性毒性／発がん性併合試験（雄ラット・混餌。最小毒性量における毒性所見は脾色素沈着程度の増加） 無毒性量　1.0 mg/kg 体重/day 安全係数　100 ARfD:0.1 mg/kg 体重 ［設定根拠］　妊娠 6～15 日　発生毒性試験（ラット・強制経口。最小毒性量における毒性所見は母動物の体重減少/増加抑制等） 無毒性量　10 mg/kg 体重/day 安全係数　100
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：ビフェナゼート及び代謝物 B【イソプロピル=(4-メトキシビフェニル-3-イル)ジアゼニルホルマート】とする。 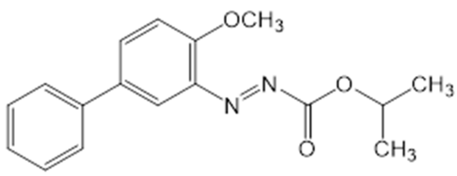 代謝物 B

<table>
<tr><td>暴露評価</td><td>①長期暴露評価
EDI／ADI 比は、以下のとおり。
<table>
<tr><td></td><td>EDI／ADI（%）</td></tr>
<tr><td>国民全体（1 歳以上）</td><td>20.9</td></tr>
<tr><td>幼小児（1～6 歳）</td><td>50.0</td></tr>
<tr><td>妊婦</td><td>16.8</td></tr>
<tr><td>高齢者（65 歳以上）</td><td>25.7</td></tr>
</table>
EDI：推定一日摂取量（Estimated Daily Intake）

②短期暴露評価
各食品の短期推定摂取量(ESTI)を算出したところ、国民全体（1 歳以上）及び幼小児（1～6 歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量(ARfD)を超えていない[注)]。
注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成 17～19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</td></tr>
<tr><td>意見聴取の状況</td><td>平成 31 年 3 月 15 日に在京大使館への説明を実施
今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定</td></tr>
<tr><td>答申案</td><td>別紙 2 のとおり。</td></tr>
</table>

農薬名　　　ビフェナゼート　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（別紙1）

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm	作物残留試験成績等 ppm
大豆	0.3	0.3		0.3		
小豆類	0.3	0.3		0.3		
そら豆	0.3	0.3		0.3		
その他の豆類	0.3	0.3		0.3		
ばれいしょ	0.05	0.05				【<0.01～0.013(n=15)(米国)】
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
かんしょ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
やまいも(長いもをいう。)	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
アスパラガス	0.5		申			0.07,0.12($)
トマト	1	1	○	0.5		0.11,0.32($)
ピーマン	2	2	○	2		
なす	2	2	○			0.53,0.55
その他のなす科野菜	3	3	○	3		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.8	○	0.5		
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	0.7		0.5		
しろうり	0.5	0.8		0.5		
すいか		0.3	○			
すいか(果皮を含む。)	0.5		○	0.5		
メロン類果実		0.3	○			
メロン類果実(果皮を含む。)	0.7		○	0.5		0.18,0.22,0.30
まくわうり		0.8				
まくわうり(果皮を含む。)	0.5			0.5		
その他のうり科野菜	0.5	0.5		0.5		
オクラ	2	2				【米国トマト(0.0281～0.2928(#)(n=12))、ピーマン(0.130～1.10(#)(n=8))、ノンベルペッパー(0.542～1.58(#)(n=3))】
未成熟えんどう	7	7		7		
未成熟いんげん	7	7		7		
えだまめ	7	7		7		
その他の野菜	7	7		7		
みかん		0.2	○			
みかん(外果皮を含む。)	2		○			0.47,0.69
なつみかんの果実全体	0.7	0.7	○			0.23,0.31
レモン	0.7	0.7	○			(すだち、かぼす参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.7	○			(すだち、かぼす参照)
グレープフルーツ	0.7	0.7	○			(すだち、かぼす参照)
ライム	0.7	0.7	○			(すだち、かぼす参照)
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7	○			0.26(すだち),0.30(かぼす)
りんご	2	2	○	0.7		0.82,0.83
日本なし	2	2	○	0.7		0.24～1.33($)(n=6)
西洋なし	2	2	○	0.7		(日本なし参照)
マルメロ	0.7	1		0.7		
びわ		1				
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.7			0.7		
もも		2	○			
もも(果皮及び種子を含む。)	5		○	2		0.045,1.53($)
ネクタリン	2	2	○	2		
あんず(アプリコットを含む。)	3	3	○	2		(うめ参照)
すもも(プルーンを含む。)	2	2	○	2		
うめ	3	3	○	2		0.40,1.04($)
おうとう(チェリーを含む。)	2	2	○	2		

農薬名　ビフェナゼート　　（別紙1）

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm	作物残留試験成績等 ppm
いちご	5	5	○	2		0.42,1.98($)
ラズベリー	7	7		7		
ブラックベリー	7	7		7		
その他のベリー類果実	7	7		7		
ぶどう	3	3	○	0.7		0.19～1.54($)(n=4)
かき	1	1	○	0.7		0.26(#),0.54(#)
マンゴー	0.2	0.2	○			<0.05,<0.05
その他の果実	2	2	○	0.7		0.53,0.55(いちじく)
綿実	0.3	1		0.3		
ぎんなん	0.2	0.2		0.2		
くり	0.2	0.2		0.2		
ペカン	0.2	0.2		0.2		
アーモンド	0.2	0.2		0.2		
くるみ	0.2	0.2		0.2		
その他のナッツ類	0.2	0.2		0.2		
茶	2	2	○			0.5,0.8
ホップ	20	20		20		
その他のスパイス	10	10	○			1.88,3.96($)(みかんの果皮)
その他のハーブ	40	40	○	40		
牛の筋肉	0.01	0.01				【牛の肝臓及び腎臓参照】
豚の筋肉	0.01	0.01				【豚の肝臓及び腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01				【その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓及び腎臓参照】
牛の脂肪	0.05	0.05		0.05		
豚の脂肪	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05		0.05		
牛の肝臓	0.01	0.01		0.01		
豚の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01		0.01		
牛の腎臓	0.01	0.01		0.01		
豚の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01		0.01		
牛の食用部分	0.01	0.01		0.01		
豚の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01		0.01		
乳	0.01	0.01		0.01		
鶏の筋肉	0.01	0.01				【鶏の脂肪参照】
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01				【その他の家きんの脂肪参照】
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01		0.01		
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01		

農薬名　　　　　　　ビフェナゼート　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（別紙1）

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm		作物残留試験成績等 ppm
干しぶどう		10		2			※

太枠：国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの
○：既に、国内において農薬登録のあるもの
申：農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
(#)：使用方法を逸脱して実施された試験成績
($)：ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す
※）加工食品である「干しぶどう」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRは干しぶどうの加工係数を3.2と算出している。

ビフェナゼート

今回基準値を設定するビフェナゼートとは、ビフェナゼート及び代謝物B【イソプロピル=(4-メトキシビフェニル-3-イル)ジアゼニルホルマート】をビフェナゼートに換算したものの和をいう。

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.3
小豆類注1)	0.3
そら豆	0.3
その他の豆類注2)	0.3
ばれいしょ	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05
かんしょ	0.05
やまいも(長いもをいう。)	0.05
アスパラガス	0.5
トマト	1
ピーマン	2
なす	2
その他のなす科野菜注3)	3
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5
しろうり	0.5
すいか(果皮を含む。)	0.5
メロン類果実(果皮を含む。)	0.7
まくわうり(果皮を含む。)	0.5
その他のうり科野菜注4)	0.5
オクラ	2
未成熟えんどう	7
未成熟いんげん	7
えだまめ	7
その他の野菜注5)	7
みかん(外果皮を含む。)	2
なつみかんの果実全体	0.7
レモン	0.7
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7
グレープフルーツ	0.7
ライム	0.7
その他のかんきつ類果実注6)	0.7
りんご	2
日本なし	2
西洋なし	2
マルメロ	0.7
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.7

食品名	残留基準値 ppm
もも(果皮及び種子を含む。) ネクタリン あんず(アプリコットを含む。) すもも(プルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。)	5 2 3 2 3 2
いちご ラズベリー ブラックベリー その他のベリー類果実[注7)]	5 7 7 7
ぶどう かき	3 1
マンゴー	0.2
その他の果実[注8)]	2
綿実	0.3
ぎんなん くり ペカン アーモンド くるみ その他のナッツ類[注9)]	0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2
茶 ホップ	2 20
その他のスパイス[注10)]	10
その他のハーブ[注11)]	40
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物[注12)]の筋肉	0.01 0.01 0.01
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05 0.05 0.05
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01 0.01 0.01
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01 0.01 0.01
牛の食用部分[注13)] 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01 0.01 0.01

食品名	残留基準値 ppm
乳	0.01
鶏の筋肉 その他の家きん注14)の筋肉	0.01 0.01
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.01 0.01
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.01 0.01
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.01 0.01
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.01 0.01
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.01 0.01

注1)「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
注3)「その他のなす科野菜」とは，なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
注4)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
注5)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
注6)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
注7)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
注8)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
注9)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
注10)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
注11)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
注12)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
注13)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
注14)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

イソプロチオラン（Isoprothiolane）

審議の対象	農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	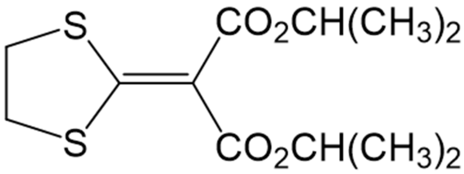
用途	農薬及び動物用医薬品／殺菌剤／殺虫剤／植物成長調整剤／牛の肝疾患用剤
作用機構	ジチオラン骨格を有する殺菌剤、殺虫剤、植物成長調整剤であり、リン脂質生合成阻害に基づく菌糸生育阻害作用による殺菌活性及びウンカ類の増殖抑制効果を有する。 また、動物用医薬品として、牛の肝障害に対する試験で本剤の肝機能改善作用が認められ、国内では牛の肝疾患及び脂肪壊死症の改善を目的として使用されている。
適用作物／適用病害虫等	稲／いもち病、りんご／白紋羽病　等
我が国の登録状況	農薬：米、りんご等を対象作物に登録されている。 動物用医薬品：牛を対象動物として承認されている。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価が行われ、2017 年に ADI が設定され、ARfD は設定不要と評価されている。JECFA における毒性評価はなされていない。国際基準は米、乳等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、EU において米に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<u>ADI：0.1 mg/kg 体重/day</u> ［設定根拠］　1 年間　慢性毒性試験（イヌ・カプセル経口。最小毒性量における毒性所見は、ALP 増加等） 無毒性量　10 mg/kg 体重/day 安全係数　100 発がん性試験においてラットに皮膚角化棘細胞腫の増加が認められたが、遺伝毒性が認められなかったことから発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。 <u>ARfD：0.5 mg/kg 体重</u>（国民全体の集団） ［設定根拠①］　妊娠 6～19 日　発生毒性試験（ラット・強制経口。最小毒性量における毒性所見は、体重増加抑制） 無毒性量　50 mg/kg 体重/day 安全係数　100 ［設定根拠②］　単回　一般薬理試験（雄マウス・強制経口。最小毒性量における毒性所見は、自発運動低下等） 無毒性量　50 mg/kg 体重/day 安全係数　100 <u>ARfD：0.12 mg/kg 体重</u>（妊婦又は妊娠している可能性のある女性） ［設定根拠］　妊娠 6～19 日　発生毒性試験（ラット・強制経口。最小毒性量における毒性所見は、母動物に毒性影響が認められない用量における骨化遅延）

<table>
<tr><td></td><td>無毒性量　12 mg/kg 体重/day
安全係数　100</td></tr>
<tr><td>基準値案</td><td>別紙 1 のとおり。
残留の規制対象物質：イソプロチオランとする。</td></tr>
<tr><td>暴露評価</td><td>①長期暴露評価
　TMDI／ADI 比は、以下のとおり。
<table><tr><th></th><th>TMDI／ADI（%）</th></tr><tr><td>国民全体（1 歳以上）</td><td>35.7</td></tr><tr><td>幼小児（1～6 歳）</td><td>57.5</td></tr><tr><td>妊婦</td><td>21.2</td></tr><tr><td>高齢者（65 歳以上）</td><td>36.2</td></tr></table>TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）

②短期暴露評価
　各食品の短期推定摂取量(ESTI)を推定したところ、国民全体（1 歳以上）、幼小児（1～6 歳）及び妊娠又は妊娠している可能性のある女性（14～50 歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量（ARfD）を超えていない[注)]。
　注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成 17～19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を推定した。</td></tr>
<tr><td>意見聴取の状況</td><td>平成 31 年 1 月 24 日に在京大使館への説明を実施
今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定</td></tr>
<tr><td>答申案</td><td>別紙 2 のとおり。</td></tr>
</table>

農薬名　イソプロチオラン　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（別紙1）

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm	作物残留試験成績等 ppm
米（玄米をいう。）	10	10	○	6		1.54,3.54($)
みかん（外果皮を含む。）	2		申			0.19～0.79($)(n=6)
りんご	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
日本なし	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
西洋なし	0.05	0.05	○			（日本なし参照）
びわ		0.02	○			
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.02		○			<0.005,<0.005
もも	0.02	0.02	○			<0.005,<0.005
うめ	0.03	0.03	○			<0.005,0.007
おうとう（チェリーを含む。）	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
ぶどう	0.02	0.02	○			<0.005(#),<0.005(#)
その他のスパイス	10		申			0.96～4.24($)(n=6)（みかん果皮）
牛の筋肉	0.02	0.02		0.01		<0.02（最終投与7日後）
豚の筋肉	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01			0.01		
牛の脂肪	0.02	0.02		0.01		<0.02（最終投与7日後）
豚の脂肪	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01			0.01		
牛の肝臓	0.02	0.02		0.01		<0.02（最終投与7日後）
豚の肝臓	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01			0.01		
牛の腎臓	0.02	0.02		0.01		<0.02（最終投与7日後）
豚の腎臓	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01			0.01		
牛の食用部分	0.02	0.02		0.01		<0.02（最終投与7日後）
豚の食用部分	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01			0.01		
乳	0.02	0.02		0.01		<0.02（最終投与24時間後）
魚介類	3	3				推:2.522

太枠：国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの
○：既に、国内において農薬登録のあるもの
申：農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
(#)：使用方法を逸脱して実施された試験成績
($)：ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す
推：推定される残留濃度であることを示す

イソプロチオラン

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	10
みかん(外果皮を含む。)	2
りんご	0.05
日本なし	0.05
西洋なし	0.05
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.02
もも	0.02
うめ	0.03
おうとう(チェリーを含む。)	0.05
ぶどう	0.02
その他のスパイス注1)	10
牛の筋肉	0.02
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物注2)の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分注3)	0.02
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.02
魚介類	3

注1)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注2)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注3)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

サラフロキサシン（Sarafloxacin）

<table>
<tr><td>審議の対象</td><td>動物用医薬品の食品中の残留基準の設定</td></tr>
<tr><td>経緯</td><td>ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。</td></tr>
<tr><td>構造式</td><td>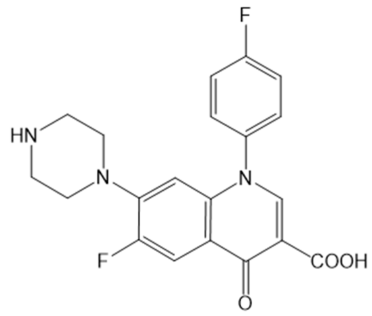</td></tr>
<tr><td>用途</td><td>動物用医薬品／合成抗菌剤</td></tr>
<tr><td>作用機構</td><td>フルオロキノロン系合成抗菌剤である。細菌のトポイソメラーゼⅡ（DNA ジャイレース）を阻害することにより、抗菌作用を示すと考えられている。</td></tr>
<tr><td>我が国の承認状況</td><td>動物用医薬品及びヒト用医薬品として承認されていない。</td></tr>
<tr><td>諸外国の状況</td><td>JECFA におけるリスク評価が行われ、1998 年に ADI が設定されている。国際基準は鶏及び七面鳥に設定されている。
EU において鶏及びさけ目魚類に基準値が設定されている。</td></tr>
<tr><td>食品安全委員会における
食品健康影響評価結果</td><td>①毒性学的 ADI:0.05 mg/kg 体重/day
[設定根拠]　90 日間　亜急性毒性試験（雌イヌ・カプセル経口。最小毒性量における毒性所見は血清グロブリン濃度の低下）
無毒性量　5 mg/kg 体重/day
安全係数　100
②微生物学的 ADI：0.0064 mg/kg 体重/day
③ADI の設定について
微生物学的 ADI は、毒性学的 ADI よりも小さく、毒性学的な安全性についても担保していると考えられることから、サラフロキサシンの ADI は、微生物学的 ADI の 0.0064 mg/kg 体重/day とすることが適当であると判断された。</td></tr>
<tr><td>基準値案</td><td>別紙 1 のとおり。
残留の規制対象物質：サラフロキサシンとする。</td></tr>
<tr><td>暴露評価</td><td>TMDI／ADI 比は、以下のとおり。
<table>
<tr><td></td><td>TMDI／ADI（%）</td></tr>
<tr><td>国民全体（1 歳以上）</td><td>0.2</td></tr>
<tr><td>幼小児（1～6 歳）</td><td>0.4</td></tr>
<tr><td>妊婦</td><td>0.2</td></tr>
<tr><td>高齢者（65 歳以上）</td><td>0.1</td></tr>
</table>
TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）</td></tr>
<tr><td>意見聴取の状況</td><td>平成 31 年 1 月 23 日に在京大使館への説明を実施
今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施予定</td></tr>
<tr><td>答申案</td><td>別紙 2 のとおり。</td></tr>
</table>

動物用医薬品名　　サラフロキサシン

（別紙1）

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	承認有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm	残留試験成績等 ppm
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
七面鳥の筋肉		0.01		0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01			0.01		
鶏の脂肪	0.02	0.02		0.02		
七面鳥の脂肪		0.02		0.02		
その他の家きんの脂肪	0.02			0.02		
鶏の肝臓	0.08	0.08		0.08		
七面鳥の肝臓		0.08		0.08		
その他の家きんの肝臓	0.08			0.08		
鶏の腎臓	0.08	0.08		0.08		
七面鳥の腎臓		0.08		0.08		
その他の家きんの腎臓	0.08			0.08		
鶏の食用部分	0.08	0.08				【鶏の肝臓及び腎臓の基準値参照】
七面鳥の食用部分		0.08				
その他の家きんの食用部分	0.08					【その他の家きんの肝臓及び腎臓の基準値参照】
魚介類（さけ目魚類に限る。）		0.03				

網掛け：ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値（暫定基準）
太枠：国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

答申（案）　　（別紙2）

サラフロキサシン

食品名	残留基準値 ppm
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん[注1)]の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.02
その他の家きんの脂肪	0.02
鶏の肝臓	0.08
その他の家きんの肝臓	0.08
鶏の腎臓	0.08
その他の家きんの腎臓	0.08
鶏の食用部分[注2)]	0.08
その他の家きんの食用部分	0.08

注1）「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注2）「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

ネオマイシン（Neomycin）

<table>
<tr><td>審議の対象</td><td>動物用医薬品の食品中の残留基準の設定</td></tr>
<tr><td>経緯</td><td>ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。</td></tr>
<tr><td>構造式</td><td>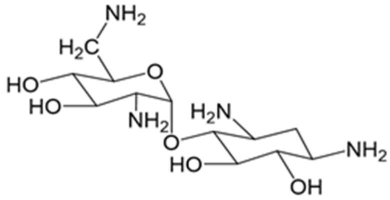
ネオマイシンA
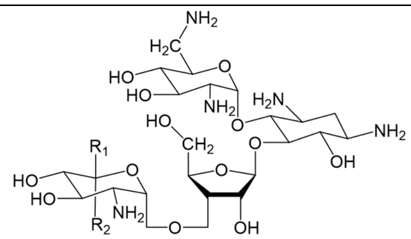
ネオマイシンB及びネオマイシンC
ネオマイシンB：R_1=H、R_2=CH_2NH_2
ネオマイシンC：R_1=CH_2NH_2、R_2=H</td></tr>
<tr><td>用途</td><td>動物用医薬品／抗生物質</td></tr>
<tr><td>作用機構</td><td>アミノグリコシド系抗生物質である。細菌のリボソーム30Sサブユニットに結合し、タンパク質の生合成を阻害することにより作用すると考えられている。</td></tr>
<tr><td>我が国の承認状況</td><td>動物用医薬品：牛、豚及び鶏を対象動物として承認されている。</td></tr>
<tr><td>諸外国の状況</td><td>JECFAにおけるリスク評価が行われ､1996年にADIが設定されている。国際基準は牛、豚等に設定されている。
米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても牛、豚等に基準値が設定されている。</td></tr>
<tr><td>食品安全委員会における
食品健康影響評価結果</td><td>①毒性学的ADI:0.06 mg/kg体重/day
[設定根拠]　90日間　聴器毒性試験（モルモット・経口。最大投与量で投与による影響なし）
無毒性量　6 mg/kg体重/day
安全係数　100
②微生物学的ADI：0.036 mg/kg体重/day
③ADIの設定について
微生物学的ADIは、毒性学的ADIよりも小さく、毒性学的な安全性についても担保していると考えられることから、ネオマイシンのADIは、微生物学的ADIの0.036 mg/kg 体重/dayとすることが適当であると判断された。</td></tr>
<tr><td>基準値案</td><td>別紙1のとおり。
残留の規制対象物質：ネオマイシンBとする。</td></tr>
<tr><td>暴露評価</td><td>EDI／ADI比は、以下のとおり。<table><tr><td></td><td>EDI／ADI（%）</td></tr><tr><td>国民全体（1歳以上）</td><td>7.3</td></tr><tr><td>幼小児（1～6歳）</td><td>21.0</td></tr><tr><td>妊婦</td><td>9.7</td></tr><tr><td>高齢者（65歳以上）</td><td>5.7</td></tr></table>EDI：推定一日摂取量（Estimated Daily Intake）</td></tr>
<tr><td>意見聴取の状況</td><td>平成31年3月15日に在京大使館への説明を実施
今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施予定</td></tr>
<tr><td>答申案</td><td>別紙2のとおり。</td></tr>
</table>

動物用医薬品名　　ネオマイシン　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（別紙1）

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	承認有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm	残留試験成績等 ppm
牛の筋肉	0.5	0.5	○	0.5		
豚の筋肉	0.5	0.5	○	0.5		
羊の筋肉		0.5				
山羊の筋肉		0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊及び山羊を除く。）の筋肉		0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5			0.5		
牛の脂肪	0.5	0.5	○	0.5		
豚の脂肪	0.5	0.5	○	0.5		
羊の脂肪		0.5				
山羊の脂肪		0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊及び山羊を除く。）の脂肪		0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5			0.5		
牛の肝臓	0.5	0.5	○	0.5		
豚の肝臓	0.5	0.5	○	0.5		
羊の肝臓		0.5				
山羊の肝臓		0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊及び山羊を除く。）の肝臓		0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5			0.5		
牛の腎臓	10	10.0	○	10		
豚の腎臓	10	10.0	○	10		
羊の腎臓		10.0				
山羊の腎臓		10.0				
その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊及び山羊を除く。）の腎臓		5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	10			10		
牛の食用部分	10	0.5	○			【牛の腎臓参照】
豚の食用部分	10	0.5	○			【豚の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	10	0.5				【その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓参照】
乳	2	0.5	○	1.5		
鶏の筋肉	0.5	0.5	○	0.5		
あひるの筋肉		0.5				
七面鳥の筋肉		0.5				
その他の家きん（あひる及び七面鳥を除く。）の筋肉		0.5				
その他の家きんの筋肉	0.5			0.5		
鶏の脂肪	0.5	0.5	○	0.5		
あひるの脂肪		0.5				
七面鳥の脂肪		0.5				
その他の家きん（あひる及び七面鳥を除く。）の脂肪		0.5				
その他の家きんの脂肪	0.5			0.5		
鶏の肝臓	0.5	0.5	○	0.5		
あひるの肝臓		0.5				
七面鳥の肝臓		0.5				
その他の家きん（あひる及び七面鳥を除く。）の肝臓		0.5				
その他の家きんの肝臓	0.5			0.5		
鶏の腎臓	10	10.0	○	10		
あひるの腎臓		10.0				
七面鳥の腎臓		10.0				
その他の家きん（あひる及び七面鳥を除く。）の腎臓		8				
その他の家きんの腎臓	10			10		
鶏の食用部分	10	0.5	○			【鶏の腎臓参照】
その他の家きんの食用部分	10	0.5				【その他の家きんの腎臓参照】

動物用医薬品名　　　ネオマイシン

（別紙1）

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	承認有無	参考基準値 国際基準 ppm	参考基準値 外国基準値 ppm	残留試験成績等 ppm
鶏の卵	0.5	0.5		0.5		
その他の家きんの卵	0.5	0.5				【鶏の卵参照】
魚介類（さけ目魚類に限る。）		0.5				
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）		0.5				
魚介類（すずき目魚類に限る。）		0.5				
魚介類（その他の魚類に限る。）		0.5				
魚介類（貝類に限る。）		0.5				
魚介類（甲殻類に限る。）		0.5				
その他の魚介類		0.5				

網掛け：ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値（暫定基準）
太枠：国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの
○：既に、国内において動物用医薬品として承認されているもの

答申(案)　　(別紙2)

ネオマイシン

今回基準値を設定するネオマイシンとは、ネオマイシンBをいう。

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.5
豚の筋肉	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物[注1)]の筋肉	0.5
牛の脂肪	0.5
豚の脂肪	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5
牛の肝臓	0.5
豚の肝臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5
牛の腎臓	10
豚の腎臓	10
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	10
牛の食用部分[注2)]	10
豚の食用部分	10
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	10
乳	2
鶏の筋肉	0.5
その他の家きん[注3)]の筋肉	0.5
鶏の脂肪	0.5
その他の家きんの脂肪	0.5
鶏の肝臓	0.5
その他の家きんの肝臓	0.5
鶏の腎臓	10
その他の家きんの腎臓	10
鶏の食用部分	10
その他の家きんの食用部分	10
鶏の卵	0.5
その他の家きんの卵	0.5

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
注3)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。